

応募方法

【募集期間】 平成30年4月2日（月）～5月8日（火）（※5月8日消印有効）

申請書に必要事項を記入の上、こころ豊かな美しい中播磨推進会議事務局まで提出して下さい。提出資料は内容の確認をさせていただきますので、できるだけご持参願います（来庁日時を事前にご連絡ください。）。

申請書は、中播磨県民センターのホームページからダウンロードして下さい。

審査等

（1）地域づくり活動支援委員会（公開審査）の開催 【6月予定】

10万円を超える助成金を申請した団体は、地域づくり活動支援委員会（日程は後日連絡します。）で事業内容を説明していただきます（10万円以下の申請団体は書類審査のみ）。

（2）審査基準

次の点を基本に、審査を実施し、助成団体及び助成金額を決定します。

- ・ 地域の課題を認識し、その課題解決につながること
- ・ 地域団体の活性化につながる新しい取り組みであること
- ・ 住民の幅広い参画を促進する取り組みであること
- ・ 助成金が有効に活用されていること

（3）支援内容の公開

支援内容（助成金額等）について、県民センターホームページ等で公開します。

実績報告と支払

（1）実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は平成31年3月15日までのいずれか早い日に実績報告書を提出して下さい。

（2）助成金の支払い

事業完了後、提出された実績報告書を確認のうえ、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認められるときは、助成金額を確定し、団体からの請求書に基づき、指定口座へ振り込みます（1万円未満切り捨て）。

必要と認められる場合は、助成決定額の2分の1以内の額で前払いを行うことがあります。

問い合わせ
資料請求
申請書提出先



こころ豊かな美しい中播磨推進会議 事務局
（兵庫県中播磨県民センター 県民交流室 県民課内）
〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地 姫路総合庁舎
TEL:(079)281-9197 FAX:(079)281-3015

中播磨地域づくり活動応援事業

～ 平成30年度 助成のご案内 ～



さまざまな地域団体が、参画と協働のもと地域社会の共同利益の実現（地域の課題解決）に向けて取り組むことや、団体自らの活性化（パワーアップ）を図ることを目的に、平成15年度から実施してきました。

平成30年度も「県民の参画と協働の推進に関する条例」に基づく、「地域づくり活動支援指針」に例示する地域活動のより一層の充実をめざして、「地域づくり活動応援事業」を実施します。

「銀の馬車道」魅力UP事業、地域文化継承応援事業

今年度は、日本遺産に認定された「銀の馬車道」を題材に、来訪客のおもてなしに資する取り組みや、地域の活性化に繋がるイベント等に対して助成を行います。

また、昨年度に引き続き、地域文化継承応援事業も実施します。

詳細は、「銀の馬車道」魅力UP事業、地域文化継承応援事業のリーフレットをご覧ください。

こころ豊かな美しい中播磨推進会議
兵庫県中播磨県民センター

助成の要件

(1) 対象団体

中播磨地域で活動している地域団体

(単位組織だけでなく小中学校区・市町域等の連合組織や、地域団体が参加する実行委員会、地域団体と連携して取り組むNPO法人・学生団体等も含まれます。)

地域団体とは・・・

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、いずみ会など「こころ豊かな美しい中播磨推進会議」の構成団体のほか、ボーイスカウト・ガールスカウト・その他の青少年団体、まちづくり協議会、自主防災組織、県民交流広場運営団体などで、次の要件を満たすことが必要です。

- ・ 中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ・ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ・ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること。
- ・ 規約や代表者を決めていること。

(2) 対象事業 ～地域団体の創意工夫による地域特性を生かした取り組み～

下記①～④の基準の全てに該当し内容が優れたもの、又は⑤のいずれか

- ① 地域社会の共同利益の実現（地域の課題解決）につながる取り組み
- ② 地域団体の企画力や情報・ネットワーク機能の強化をはじめ、団体のパワーアップを図る新しい取り組み
- ③ 他の地域団体のモデルとなる取り組み
- ④ 他の団体と協働して行う取り組み（2団体以上の団体が実行委員会を設け実施する場合も含む）
- ⑤ 環境学習（植物観察、水性生物調査等）、環境保全等への主体的な取り組み

対象外事業

- ・ 兵庫県から、「県政 150 周年記念県民連携事業」「県民交流バス」「エコツーリズムバス」など、他の補助金を受ける事業（兵庫県以外の補助金を利用する場合は、事業区分を明確にすること。）
- ・ 趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求、営利・政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する活動など事業目的にそぐわない事業
- ・ 地域の祭りなど従来から実施している継続的な既存事業や、過去に地域づくり活動応援事業で助成を受けたものと同じ内容の事業（ただし、他団体との連携など、新たな取り組みを実施する場合等は除く。）
- ・ 地域づくり活動支援委員会等の審査実施日以前に完了する事業

助成の内容、金額

(1) 助成金額

1 件あたり、5 万円以上 50 万円以内（万円単位）

- ◆ 10 万円を超える助成金を申し込む場合
地域づくり活動支援委員会（公開審査）への出席は必須です。
- ◆ 10 万円以下の助成金を申し込む場合
書類審査のみで助成金額を決定します。（支援委員会への出席は不要）

※ 応募の内容や応募件数により、不採択や助成金額の減額等もありますので、ご了承ください。

(2) 助成対象事業の期間

平成30年4月1日～平成31年3月10日までに実施し、完了する事業

(3) 助成対象経費

対象経費は、申請事業に直接必要な経費とし、主に次のようなものとします。また、経費によっては、限度額を設けているので留意して下さい。

- ・ 講師謝金、団体出演料、旅費（実費弁償）
- ・ 需用費（印刷費（冊子、パンフレット、コピー代など）、書籍購入費、消耗品代、活動資材費、食材費(地域の特産品の普及、料理教室の食材などの場合に限る)など)
- ・ 役務費（郵券代などの通信費、保険料など）
- ・ 委託費（会場設営費など）
- ・ 使用料（会場使用料、機器等レンタル費用、バス借上料など）
- ・ その他、審査により必要と認められたもの

<経費限度額>

- ① 講師謝金は、1 人 1 回（1 日）あたり 2 万円を限度とし、複数回（複数の者）の場合も合計 10 万円を上限（申請団体のメンバーが講師となる場合の謝金は対象外）
- ② 団体出演料は 1 団体 1 回（1 日）あたり 5 万円を限度とし、合計 10 万円を上限
- ③ 旅費は、実費分のみ（通常の団体運営にかかる旅費、他団体が主催するイベントに参加するための旅費は対象外）
- ④ 印刷費は、10 万円を上限
- ⑤ 食材費は 1 / 2 を助成し、10 万円を上限
- ⑥ 通信費は、1 万円を上限（電話代、プロバイダ利用料等は対象外）
- ⑦ バス借上料は、1 台、5 万円を上限

助成対象外の経費

- ◆ 食糧費（弁当・食事、飲み物代等） ◆ イベント参加賞、景品にあたるもの ◆ 備品購入費
- ◆ 販売に供するための材料費（食材費含む） ◆ 人件費（会場設営費等の外部委託料は対象）
- ◆ 領収書がない、不備等用途不明のもの ◆ 審査により適当と認められないもの